

判定会申込者注意事項

判定会に申し込まれる方は、以下の注意事項に従って判定会を受けてください。

1. 判定会基本事項

判定会（ヒアリング・本会・後見会のいずれも）を受ける場合は、指定された場所・時刻に集まること。理由無く遅刻・欠席した場合は、総合判定を不合格とし、判定手数料は規定どおりお支払ください。また、ヒアリング（下見会）を受ける前には書類審査を受けなければならない。

（※書類審査 提出資料の一覧表は、p 11 に掲載）

2. 申し込み

開催予定日（通常開催）については当協会HP内の耐震診断判定会のページ内にてご確認ください。判定会の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入し、事務局にご提出ください。（郵送、FAX、持参可。電話等での口頭申込は不可）ただし、申込者が多数の場合は、申込順になり希望の日に受けられないことがあるのでご注意ください。通常開催以外の日程にて開催を強くご希望いただき対応する場合には、規定の手数料に実費精算分を加算させていただきます。（p 9 に掲載）

総合判定が不合格となった場合で、再度当判定会を受ける場合は新規の申し込みが必要となります。

3. 手数料

判定手数料は別紙耐震診断等手数料表（p 9.10）による。

所定の後見会を受けることができない場合及び後見会で再指摘を受けた場合は、原則、実費精算になります。ただし、再指摘が軽微な修正の場合には費用は伴わないことがあります。

総合判定が不合格となった場合、判定手数料は規定の金額をお支払いください。

（不合格後に再度申込をし、総合判定で合格となった際は規定の手数料の半額納付で審査を受けられます。その際は申込書と併せて不合格時の判定書の写しをご提出ください）

書類不備等により、審査が受けられない場合は（繰り延べする場合も同様）、規定の手数料を下記表にあてはめた金額を申し受けます。また、審査が受けられない事が判明した場合は、別紙耐震診断判定会申込取下（繰り延べ）書（p 12）を郵送またはFAXにて提出のうえ、電話（059-226-4416）にてご連絡ください。なお、適用日については取下書が本協会に到着した日とする。

申込日～ 書類審査 5 日前 ※	書類審査 4 日前～ 書類審査前日 ※	書類審査当日～ 総合判定日	総合判定不合格及び 連絡なしキャンセル
正当な理由がない場合は 規定の手数料×25%	規定の手数料×40%	規定の手数料×50%	規定の手数料×100%

※ 日数については本協会業務稼働日で算出。

4. 必要書類

判定会を受けるにあたっての必要な書類は別紙耐震診断等説明資料（p 3～8）を参照してA3サイズにて資料をそろえること。また、書類審査提出資料一覧表を熟読し、資料をそろえること。

なお、資料については目次を作成するとともに、各書類にはページ番号を必ず表記すること。

書類審査時又は判定会時に、必要な書類が整っていない場合は審査を受けることができません。

5. 判定会での説明者

1回の判定会で、一人の説明者が説明する件数は原則5棟までとする。

6. 耐震判定書発行

耐震判定書の日付は、最終合格日とする。（平成23年4月1日実施分より）

ヒアリング及び本会には、業務を受託した責任者または説明者及び構造担当者または説明者（構造）が必ず出席すること。出席しない場合は判定書を発行することができません。後見会は、構造担当者または説明者（構造）のみでも可であるが、要請した場合は業務受託責任者も出席すること。また、判定会で不備を指摘された場合、訂正していないものについても、判定書は発行できません。後見会で再指摘を受けた場合の修正書類の提出は30日以内に行うものとする。

7. 補強計画について

補強計画の判定会を受ける場合、耐震診断の判定書があるものに限る。

耐震改修設計指針によらないメーカー等の既製品を採用する場合、原則として（財）日本建築防災協会の技術評価を受けたもの以外は認められません。

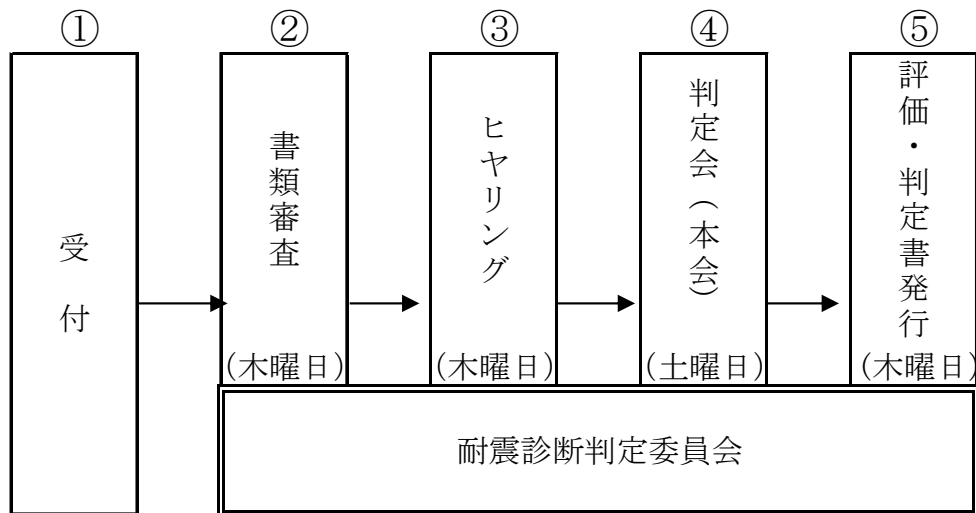
8. 不適切な行為について

判定会を受けようとするものは誠実に対応すること。もし、不適切な行為が認められる場合は、その旨を理事会に報告し、対処させていただきます。

耐震診断評価の流れ

- ① 建物ごとに申込書を作成し、判定会に申し込みしてください。書類審査の日時が決定したら連絡します。
- ② 書類審査を行います。このときに判定会用資料を作成していただきます。当日 10:00 までに資料を、郵送又は持参にて事務局へ届けてください。(建物ごとに 1 部用意してください。) 資料とは耐震診断報告書です。この時点で指摘された事項は、書類審査経過書を返送しますので、翌週の月曜 17 時までに訂正済み資料(訂正した個所のみ)を事務局へ届けてください。**FAX**、メール(PDF のみ、ワード、エクセルのデータは文字崩れがおきますので受け付けません)、持ち込みいずれかの方法をお取り下さい。又、書類審査経過書に不適正と記されている場合はヒアリングが受けられませんので、ご注意下さい。(月曜に再提出する書類について 10 枚を超えて持ち込む場合は、併せて PDF 化した電子データを添付して下さい)
- ③ 事前審査(ヒアリング)を行います。資料は、建物ごとに 2 部ずつ用意してください。この時点で指摘された事項は、翌週月曜日必着で郵送または事務局へ届けてください。
- ④ 学識経験者を含んだ判定会を開き、診断者の説明及び質疑応答等により検討を行います。資料は、建物ごとに 5 部ずつ用意してください。
- ⑤ 判定会での指摘事項を確認し、適切な評価であれば、耐震診断判定書を発行し、業務は完了します。

《通常の流れ》



(例) ② 6/1 (木) → ③ 6/8 (木) → ④ 6/17 (土) → ⑤ 6/22 (木)

※ 6/12 (月) ④判定会用資料(3~5部) 必着

※ 上図のとおり、審査日等の曜日は基本的には決まっておりますが、都合により(祝祭日等)、変更される場合もあります。

耐震診断等判定会説明資料

一般社団法人 三重県建築士事務所協会

耐震判定委員会 2018.7.2

I 判定区分及び説明資料記載項目

必要記載項目は下記のとおりです。

判定内容	項目番号
既存建物の耐震診断	1～8
既存建物の耐震補強計画	上記項目（抜粋）と 9、10

II 耐震診断等説明資料の記載事項とその構成内容

注：項目の細目に*印があるものは、鉄骨造（以下S造と略称）又はS造を含む建物の判定に必要な説明資料です。

:鉄筋コンクリート造は以下 RC 造と略称

1. 建物概要

1-1 名称等

建物（棟）名・棟番号・所在地・用途（原設計用途・現状用途）

設計者～名称・住所・竣工年月

施工者～名称・住所・竣工年月

1-2 建物規模等

建築面積・延べ床面積・階数(PH)

診断対象面積・建物重量または質量・地下室、PHの有無

1-3 設計図書等の保存

意匠図・構造図・構造計算書・地質調査資料

1-4 被災の有無

1-5 改修歴

1-6 使用構造部材の種類及び強度

1-7 その他危険性のある非構造部材

記載例：

・CB帳壁 ☐ 有 ☐ 無 ・面積の大きい天井 ☐ 有 ☐ 無

・その他 ☐ 有 ☐ 無 ()

※診断者が問題がないと判断した軽微な帳壁等については「無」としてよい

(例えば学校の便所内の面積の小さいもの等)

* 1-8S 予備調査用紙

[説明]1-1,1-2： 文教施設については、最新(または当該年度)の施設台帳に基づいて記載する。

建物重量については、各階の重量、単位面積当たり重量などを記載する。

2次診断の場合、建物重量は必ず清算すること。

1-6: コンクリート～ 設計時基準強度 : $F_c =$ N/mm^2

診断時採用強度 : $F_c =$ N/mm^2

柱帯筋： $\sigma_y =$ N/mm²（代表的な断面について帯筋間隔等の仕様を記載）

* 鉄骨～ $\sigma_y =$ N/mm² (使用すれば記載)

1-7：構造上の特徴(例：上階増築を考慮して設計されている場合など)

3. 診断結果の所見

建物の耐震性能についての総合所見、各階の I_s 値とそのグラフを記載する。

【説明】 下記の項目については必ず記載すること。

- ・ 各階、各方向（各ゾーン）の I_s 値についてのコメント
- ・ 第二種構造要素についてのコメント
- ・ 各方向について最小となる I_s 値についてのコメント

4. 現地調査結果の概要

現地調査結果を添付する。調査結果には写真を添付する。

【説明】 添付資料の例として、以下のものが挙げられる。

4-1 診断対象建物現況写真（外観・内観など）

4-2 躯体亀裂調査結果

4-3 コンクリート圧縮強度の試験結果（公的機関の試験結果が望ましい）

4-4 コンクリートの中性化深さの実測結果（公的機関の試験でなくてもよい）

中性化試験の方法は、耐震診断基準に従い、半分に割ってから行うこと。
受注者は必ずコア抜き業者にその旨を伝えること。
上記方法によらない場合は、下見会において不合格となる場合がある。

4-5 その他

* 4-1S 実態調査結果（実態調査用紙に記入する）

5. 建物図面

診断に必要な建物図面（寸法などが読みとれれば設計図書の複写でもよい）

5-1 配置図（診断対象建物を明示する）

5-2 平面図（現状室名を記入する）

5-3 伏 図（耐震要素を記入する）

5-4 軸組図（耐震要素、袖壁、開口寸法を記入する）

5-5 断面リスト（柱・壁・梁等） ※診断に必要な部分でよい

※ 木造についても伏図・軸組図は必ず添付。ただし住宅に関しては省略できる。

6. 形状指標 S_D （表）

S 造、RC 造でない屋内運動場については付記しなくてもよい

7. 経年指標 T （表）

S 造、RC 造でない屋内運動場については付記しなくてもよい

8. 診断結果

診断結果の判断可能な資料

8-1 診断結果の概要と建物の性質

I_s 値、 C_{TuS_D} 、偏心率、剛重比等について各階各方向の値を一覧表にまとめる。

- 8-2 C-F グラフ（電算出力でもよい）・志賀マップ（図に各階各方向の値を記入する）
- 8-3 診断結果表～電算出力結果表を転載し採用値を明記する
- 8-4 部材破壊モード図（伏図・軸組図）
- 8-5 軸力図（電算出力でもよいが、重心位置、剛心位置を記入する）
- 8-6 その他（第2種構造要素の検討、ゾーニングした場合の各ゾーンの検討、下階壁抜けフレームの検討、偏心率が0.15以上となった場合の検討、PHの検討など）
- 8-7 長期応力図と断面検定比（大スパン架構について）

*8-8S 要素耐力計算書

*8-9S 要素耐力表

*8-10S 保有耐力とF値の計算書

*8-11S 細長比図と座屈長さ係数を伏図形式で記入する。（X、Y方向共）

【説明】 8-1、8-2はS造、RC造でない屋内運動場については要しない。

8-3：電算プログラムを使用した場合。

8-4：各部材の耐力、F値、破壊モードを伏図・軸組図に記入する。

8-7：スパンが柱芯間で13mを超える建物でS造・RC造・SRC造・W造すべてに適用する。

（断面・荷重分布が同一または類似している場合は最も不利な部位で可）

9. 耐震補強計画

補強計画について記載する。

9-1 補強方針・補強方法・使用材料の種類及び強度

9-2 必要補強量の算定

9-3 補強案及び標準的補強詳細

9-4 補強建物診断結果

9-5 診断結果の所見

【説明】

9-1：補強建物に設定した目標耐震性能、補強の方法など。特に、新しい工法を採用する場合には、説明に必要な技術資料等を添付する。

9-3：平面図・立面図・軸組等に補強部材を記入する。また、標準的・代表的補強詳細図と補強計画についての説明・使用等、施工上の留意事項など記載する。

9-4：8-1,8-2,8-3,8-4,8-5,8-6S,8-7S,8-8S 参照

9-5：補強後の建物の耐震性能についての総合所見と、補強前後の I_s 値とその各階グラフを記載する。

10. 補強詳細設計

10-1 補強部材計算書

10-2 補強部材詳細設計図

注意事項

以下の項目を原則事項とする

- ① 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断同解説」を適用する建物は 6 階建までとする。
- ② 図面がない場合の鉄筋の種別・径は、はつり調査による。位置・本数は鉄筋探査器にて調査してもよい。
- ③ S 造については、主要な耐震要素の仕口部、継手部等を現場調査にて確認する（調査写真添付）。
- ④ RC 造について、2 次診断及び 3 次診断を行うときはコンクリートコアを採取し、圧縮強度試験・中性化試験を実施する。耐震診断に圧縮強度試験の値を採用する場合は、各階・各工区毎に 2017 年版に記載された本数以上のコアを採取する。（ただし、旧基準の診断時に各階・各工区毎に 3 本以上のコアを抜いているものについてはその結果を使用し補強計画を行ってもよいが、中性化については、経年を考慮し適切に判断する事）。また、設計図書に記載されている基準強度を確認する場合は、各階・各工区毎に 1 本以上コアを採取する。SRC 造についても RC 基準 2017 年版の方法で採取する事が望ましい。
- ⑤ 2 次診断及び 3 次診断の診断時及び補強計画を行うときは、建物精算重量を算出する。
- ⑥ RC 造の耐震診断は原則として新基準（2017 年版）にて実施するものとする。診断が旧基準（1990 年・2001 年版）に準拠しているものに対して補強計画を行う場合は、新基準にて再診断を行い、再診断での C-F 図、部材破壊モード図および所見を記入する。（Is グラフについては診断時・再診断・補強後を記載する。また、概要表の補強前については旧基準による結果を記載する）
- ⑦ 鉄骨の柱梁接合部、ジョイント部、柱脚部（確認出来る時）等の調査図面及び調査結果に対する所見且つその部分の写真を 1 組として、必ず添付すること。書式は問わないが、第 3 者に解るように表現すること。
- ⑧ 柱梁接合部廻りの靱性指標を整理する場合、S 造指針（解図 5.6.1）に沿っておこなうが、結果が導かれたその根拠を同時に示すこと。
- ⑨ メカニズム応力を算定する場合、実際に想定されるモーメント分布と大きくかけ離れないことを確認し、根拠を提示すること。特に節点振り分け方の 1/2 分配には注意する。
- ⑩ 耐震診断概要書の最下段には、鉄骨の C-F 図は記入しなくて良い。RC 系の建物のみ記入（診断時はもちろん、補強時は診断と補強を重ねて書く）
- ⑪ 幅厚比規定について旧基準、新基準どちらを用いてもよろしい。但し、準拠基準を明記すること。
- ⑫ 壁面ブレースが柱の平面に対して偏心して取り付く場合、アンカーボルトのねじれの検討を行うのはもちろんのこと、引っ張りに付いても偏心の影響を考慮すること。
- ⑬ 柱の座屈長さは、節点の水平移動が拘束されない場合は、その影響を考慮した座屈長さを計算すること。
- ⑭ 診断基準(準拠基準)は、告示で定められている計算方法を用いること。
- ⑮ 耐震判定会では、判定会開催時の説明者は次の AB 資格を求めています。A「補強設計を行う場合は、受託責任者及び構造担当者の双方は、申し込みされた建物を設計することが出来る建築士の資格を有すること」B「受託責任者及び構造担当者のいずれかが、申し込みされた建物の耐震診断又は耐震補強に関する公の講習会を受講していること」従いまして、判定申込時に受講修了書等のコピーを提示いただく場合があります。
- ⑯ 屋体診断基準が平成 22 年 10 月に改訂されているのでこれに準拠すること
- ⑰ S 造で設計図面が無く耐震診断をおこなう場合は現場調査（はつり等を含む）を行い、部材寸法及

び各仕口の詳細（ボルト径、ピッチ等）を確認しなければ判定会に掛けることはできない。

- ⑱ プログラムを使用した場合はその入力データ及び出力データを書類審査時に1部提出すること。（軸力計算、偏心、剛心計算のみに使用した場合等も含む）
- ⑲ 耐震改修計画の場合、内容が「耐震診断基準に適合」させれば良いのか、「構造計算によって構造耐力上安全である」ことを確認しなければならないのか、の判断は当会では関知しないので、事前に当該建築物が属する行政又は検査機関に確認すること。
- ⑳ 木造の診断については、原則として 2012 年版「木造住宅の耐震診断と補強方法」日本建築防災協会に準拠するものとし、診断法は以下の通りとする。

住宅の用途に供するもの・・・精密診断法 1

住宅以外のもの・・・精密診断法 2

ただし、住宅以外のものについても小規模のものは精密診断法 1 でよいものとする。

（発注者への確認は必須です。）

このときの小規模かの判断は以下の通りとする。

- ・ 階高（軒高） 4.00m 以下
- ・ 耐力壁線で囲まれる面積 40 m²以下
- ・ 耐力壁線間隔 8.00m 以下

- ㉑ 長期において断面検定を行い検定比が 1.5 を超えた場合は、長期についても補強の対象とする。
- ㉒ 中高層建築物・塔状比が 4 を超える建物などで 2 次診断による診断結果が実状と大きく異なる結果になることが予想される物件については「事前相談」を受けて方針を確認してください。（相談なく書類が提出された場合は、審査途中で詳細な検討を求める場合があります）

超音波探傷試験に係る注意事項

平成 27 年 4 月 1 日以降に開催される判定会より、S 造で溶接部が完全溶け込み溶接である建物については超音波探傷試験による欠陥の有無の調査が必要となりますので、対象となる建物は調査結果を添付して下さい。

- ① 調査数は各位置（柱梁接合部、柱パネル接合部、鉛直ブレース接合部）について 3 ヶ所以上、行うものとします。
- ② アスベスト被覆材があり調査が困難な場合、診断時については調査が困難である旨を所見へ記入するとともに、被覆材がアスベストである根拠資料（調査結果）を添付することで、調査結果の添付がない場合でも判定を行います。（その場合については所有者（発注者）に調査を行っていない事を報告して下さい。）

補強計画時については適切な処置を施し 1 ヶ所以上、調査を行って下さい。

- ③ 添付する調査結果は公的機関が発行したものに限定はしないが、その場合でも調査者の捺印がある報告書とし、資格者証明書（のこ）を添付して下さい。
- ④ 耐震診断報告書には溶接部が確認できる写真を必ず添付して下さい。例えば、隅肉溶接で計算されているものについても、写真・図面等でスカラップがあり目視で判断が出来ないような場合は実際に完全溶け込み溶接である可能性があるため、その場合は調査が必要となります。

図面がない場合の注意事項

図面がない場合は事前相談にかけることが望ましい。（有料）

耐震診断等判定手数料表

令和元年 10 月 1 日改正（令和 6 年 5 月 22 日一部改定）

耐震診断等判定手数料			(単位：円) 消費税を含む	
構造	判定区分 面積・工法等区分		耐震診断判定	補強計画判定
木造のみ	延 床 面 積 (㎡)	200 ㎡以内(木造に限る)	95,000	124,000
RC 造 PC 造 WRC 造 木造		1,000 ㎡以内	176,000	235,000
		1,000 ㎡を超、3,000 ㎡以内	235,000	311,000
		3,000 ㎡を超、5,000 ㎡以内	311,000	405,000
		5,000 ㎡を超、10,000 ㎡以内	447,000	581,000
		10,000 ㎡を超えるもの	別途協議	別途協議
その他	S 造・SRC 造		上記の金額の×1.3	上記の金額の×1.3
	複合構造 *1		上記の金額の×1.3	上記の金額の×1.3
	構造方法 2 による場合 *2		上記の金額の×2.0	上記の金額の×2.0
	類似構造 *3		46,000／追加 1 あたり	46,000／追加 1 あたり

Web(MicrosoftTeams)での出席希望の場合、書類返送等手数料	上記耐震診断等判定手数料に一律 10,000 円加算
開催予定日（通常開催※）以外で開催を強く希望された場合の加算額	上記耐震診断等判定手数料に一律 300,000 円加算

※ 通常開催予定日については当会 H P 内『耐震診断判定会』をご参照ください。

備考)

- ① 延床面積：判定対象建築物または、建築物部分の各階の床面積の合計
- ② 耐震診断判定と補強計画判定を同時に行う場合は、それぞれの金額の合計とする。
- ③ 本表の金額には、消費税が含まれている。
- ④ 10,000 ㎡を越えるものは、判定員が協議して算定する。

*1 複合構造とは、2 種類以上の構造形式でなっており、判定に相当な時間を要するもの。また、複合構造には、屋内運動場で上層部が S 造、下層部が RC 造または、SRC 造の場合も含む。

(架構種別の(2)RS2a、(3)RS2b、(4)RS1a、(5)RS1b、(6)RS1c が該当～別表による)

*2 構造方法 2 による場合とは、限界耐力計算と同等以上に安全性を確認できる構造計算による方法。

*3 類似構造とは、PC、WRC 造において、標準設計図及び間取り（戸数は違って可）が同じ建築物で複数棟ある場合は 1 棟耐震診断を行い、それ以外の棟は、診断結果を基に、敷地の立地、劣化状況等を調査し、耐震判定値の算出、ペナルティ係数の算出、経年指標の算出を行う場合。ただし、公営住宅・社宅に限る。

標準的な架構種別の内容は、

S1 : 純鉄骨造・1層

RS2a : 2層で上層部が鉄骨造・下層部が鉄骨鉄筋コンクリート造

RS2b : 2層で上層部が鉄骨造・下層部が鉄筋コンクリート造

RS1a : はり・床スラブがなく1層とみなせ、鉄骨柱は基礎まで通っており、鉄筋コンクリートで根巻してある。

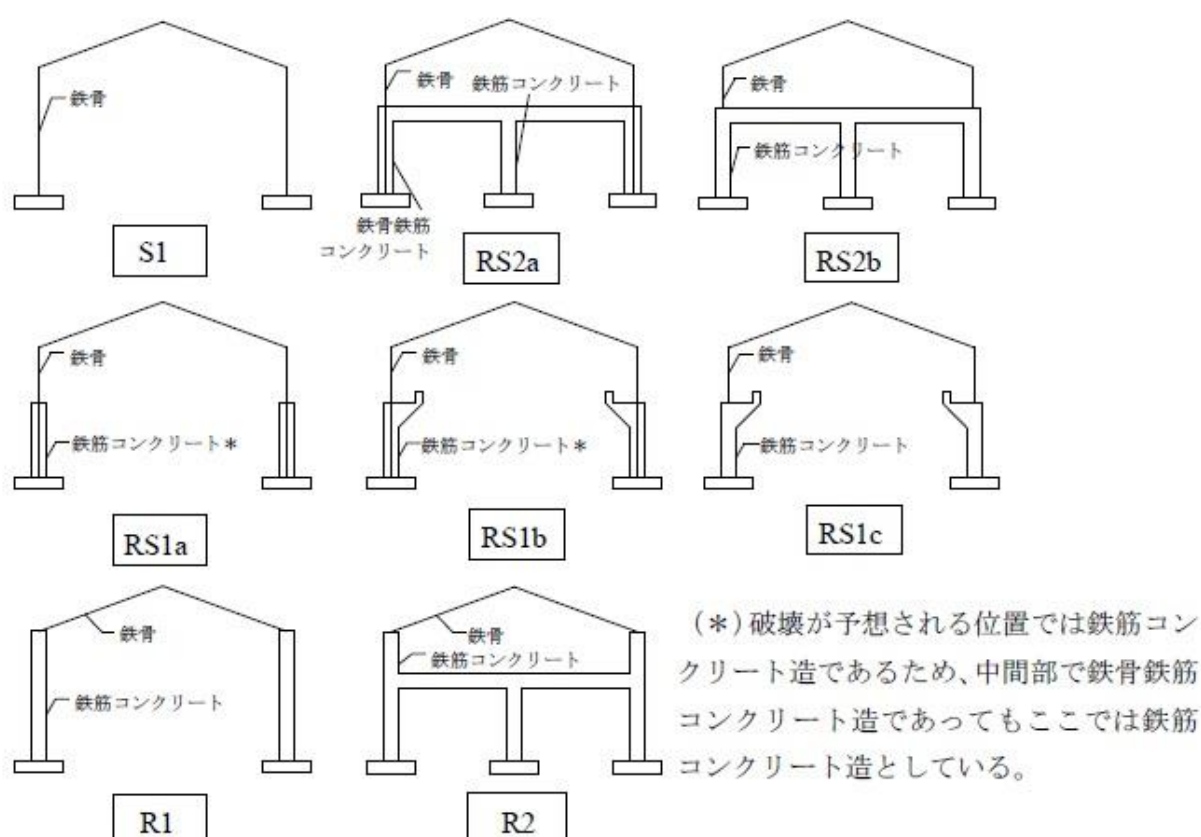
RS1b : RS1aと同様であるが、ギャラリーがある。

RS1c : RS1aと同様であるが、鉄骨柱が基礎まで通っておらず、鉄筋コンクリート部材と接合されている。

R1 : 鉄筋コンクリート造の上に鉄骨はり・屋根がのっている。

R2 : 2層の鉄筋コンクリート造の上に鉄骨はり・屋根がのっている。

であり、その概念を図－2に示す。



図－2 架構種別

書類審査 提出資料の一覧表

対象物件名：

耐震診断等判定会説明資料(p3～7)の大項目を一覧表にしたものです。詳細は併せて確認してください。

最低限必要な資料の一覧です。この他に必要と思われる資料を添付することは否定しません。

※下表(い)欄に3つ以上の未添付書類がある場合、書類不適正としてその回のヒアリングを受けることは出来ません。また、所定の判定料の1/2の費用が発生しますので、ご注意下さい。なお、未添付に関する正当な理由が資料に明記されていれば、不適正には該当しません。

(い)	(ろ)					(は)
	共通	RC	S	屋体	補強	
						■建物概要
□	☐				☐	名称等(建物名、棟番号、所在地、用途、設計者、住所、設計年月日、施工者、住所、施工年月日)
	☐				☐	建物規模(面積表、重量表)
	☐				☐	地下室、PHの有無
	☐				☐	設計図書等の保存(意匠図、構造図、構造計算書、地質調査資料)
	☐				☐	被災の有無、改修歴
	☐				☐	使用構造部材の種類、強度(コンクリート、鉄筋、鉄骨、基礎)
	☐				☐	危険性のある非構造部材の有無
						■診断の方針
□	☐				☐	診断準拠基準、使用プログラム、診断実施者名(資格)、実施年月日、診断回数
	☐				☐	診断に際して行ったモデル化
	☐				☐	ゾーニング図
	☐		☐	☐	☐	屋根面荷重伝達
	☐				☐	地域指標、地盤指標、用途指標
						■診断結果の所見
□	☐					Isについてのコメント(各階、各方向)
	☐				☐	再診断が必要になった場合の診断→再診断の推移、及びその考察
	☐	☐			☐	第2種構造要素の判定根拠
						■現地調査結果の概要
□	☐				☐	現況写真(S造の場合、柱梁接合部の写真確認が必要)
	☐				☐	躯体亀裂調査結果
	☐	☐			☐	コンクリート圧縮強度試験結果
	☐	☐			☐	中性化深さの実測結果
						■建物図面
□	☐				☐	配置図、平面図、伏図、軸組図、断面リスト(診断に必要な部分)
	☐				☐	基礎伏図、基礎リスト(補強計画作成時)
☐		☐		☐	☐	形状指標SD、経年指標T
☐	☐				☐	診断結果の概要と建物の性質
☐		☐		☐	☐	CFグラフ(採用F値に印。補強の場合、補強前後をオーバーラップ)
☐		☐		☐	☐	志賀マップ
☐		☐		☐	☐	診断結果表(電算出力)
☐		☐		☐	☐	部材破壊モード図(伏図、軸組図)
☐	☐				☐	軸力図(剛心、重心)(補強計画時は、補強の前後の推移)
☐		☐		☐	☐	下階壁抜けフレームの検討
☐		☐		☐	☐	偏心率が0.15以上の場合の検討
☐	☐				☐	PH、煙突、屋上工作物等屋上突出物の検討
☐	☐				☐	庇等水平突出物の検討
☐			☐	☐	☐	要素耐力計算書及び要素耐力表
☐			☐	☐	☐	保有耐力とF値の計算書
☐			☐	☐	☐	細長比図と座屈長さ係数の伏図
						■耐震補強計画
□					☐	補強方針、補強方法、使用材料の種類及び強度
					☐	必要補強量の算定(RC)
					☐	補強案及び標準的補強詳細
					☐	補強建物診断結果
					☐	補強後の所見
					☐	補強前後のIs値の推移
					☐	補強部材計算書
					☐	補強部材詳細設計図
					☐	診断時の報告書の写し

※ 共通とは構造種別に関係無く診断時に添付が必要な資料

※ RC=鉄筋コンクリート構造、S=鋼構造、屋体=屋内運動場、SRC=RC+S、木造、PC等は共通以外は特別に必要な資料を添付

※ 補強とは補強計画時に併せて添付が必要な資料

※ 診断プログラムを使用した時の入出力データの添付

令和 年 月 日

耐震診断判定会申込取下届

一般社団法人三重県建築士事務所協会

会 長 様

申込者（受託者）住所 〒

会社・事務所名

代表者名

印

TEL

FAX

下記にて申込いたしました耐震診断等に関する判定会申込みを取り下げ（繰り延べ）ます。

記

1. 判定を申請した要件（○印を付けてください）

1. 耐震診断

2. 耐震補強計画

3. その他（ ）

2. 耐震診断等対象建築物

申込年月日 年 月 日

発注物件名称

所在地

構造・規模 造 延 m²

3. 取り下げ理由（繰り延べする日 及び 理由）